

避難行動要支援者避難行動支援活動に係る個人情報の取扱いに関する協定書

泉佐野市（以下、「甲」という。）と_____（以下、「乙」という。）は、泉佐野市避難行動要支援者避難行動支援プラン（以下、「本プラン」という。）に基づく避難行動要支援者における災害時の避難行動支援活動の実施にあたり、市より提供する避難行動要支援者に関する情報及び本事業を行う上で収集した個人情報の取扱いについて、必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、自力では迅速な避難及び安全な避難生活を送ることが困難であると考えられ、特に配慮と支援を必要とすると認められる者（以下、「要支援者」という。）への甲と乙の協働による避難行動要支援者支援活動に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難行動要支援者支援活動）

第2条 乙は、要支援者に対して、別表に例示する避難行動要支援者支援活動（以下「支援活動」という。）を実施可能な範囲において行う。

2 甲は、乙が支援活動を行うにあたって、必要な支援を可能な範囲で行なう。

（避難行動要支援者名簿の提供）

第3条 甲は、次の各号に掲げる事項を記載した避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）を乙に提供し、必要な支援を行うものとする。

(1) 氏名

(2) 住所

(3) 電話番号

(4) 生年月日

(5) 性別

(6) その他要支援者が提供することを希望する事項(支援活動を行うに当たり必要となる事項)

2 乙は、要支援者名簿の受領後、甲に別添の受領書を提出しなければならない。

（提供する要支援者名簿）

第4条 甲より乙に提供する要支援者名簿は、以下のとおりとする。

要支援者名簿（ 地区）・・・ 部

(提供する要支援者名簿の対象者の範囲)

第5条 前条の規定により提供する要支援者名簿の対象者は、避難行動要支援者登録届出書兼同意書に同意のあった者で、以下の区域に居住する者とする。

提供する要支援者名簿の対象者が居住する区域	
-----------------------	--

(支援活動を行う地域的範囲)

第6条 乙は、支援活動を行う地域的範囲は、以下の範囲とする。

支援活動を行う区域	
-----------	--

(個人情報の収集の制限)

第7条 乙は、支援活動の実施を目的として要支援者名簿に記載されている要支援者の個人情報(すでに要支援者名簿に記載されている個人情報を除く。)を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の利用及び提供の制限)

第8条 乙は、要支援者名簿に係る個人情報を支援活動以外の目的で利用してはならない。

- 乙は、要支援者名簿から知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 乙は、甲の指示がある場合を除き、要支援者名簿から知り得た個人情報を甲の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- 乙は、甲の指示がある場合を除き、甲の事前の承諾を得ることなく、要支援者名簿を複製し、又は複製してはならない。

(要支援者名簿の管理及び更新)

第9条 乙は、要支援者名簿について、適正な管理をしなければならない。

- 乙は、要支援者名簿の引き渡しを受けた後、これを施錠できる場所に保管するなど、適切な安全対策を講じなければならない。
- 乙は、要支援者名簿の紛失、破損、改ざんその他の事故を防止しなければならない。
- 乙は、要支援者名簿に係る個人情報の漏えいを防止しなければならない。
- 乙は、要支援者名簿を管理する者(以下「名簿管理者」という。)をあらかじめ定めておかななければならない。原則として乙の代表者は、名簿管理者を兼ねるものとする。
- 乙は、第三者に要支援者名簿を管理させてはならない。

7 乙は、乙に所属する複数の住民が要支援者名簿の全部又は一部を管理する場合は、その者の氏名、住所、電話番号、管理する対象区域を記載した書面を甲に提出しなければならない。

8 甲は、乙と協議の上、要支援者名簿を更新する。

(記載事項の変更)

第10条 乙は、第2条第2項に規定する受領書又は前条第7項の規定により甲に提出した書面の記載内容に変更がるときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は要支援者名簿に記載された事項及び本事業の実施に当たり、知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。また、支援活動を離れた後及び協定終了の後においても、同様とする。

(協力者への周知)

第12条 乙は、災害時に要支援者の避難を支援することを予め了承し、乙から要支援者に係る個人情報の提供を受けた者に対して、要支援者名簿から知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなどの個人情報の保護に必要な事項を周知徹底しなければならない。

(事故発生時における報告)

第13条 乙は、要支援者名簿の紛失、盗難その他の事故が生じ、又は生じるおそれのあるときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(名簿の管理に関する報告及び検査)

第14条 甲は、この協定の履行に関し必要があると認めたときは乙に対して報告を求め、又は検査を実施することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から報告を求められ、若しくは、適正な措置を講じることを求められたときは、速やかに応じ、又は甲から検査を受けたときはこれに協力しなければならない。

(本協定に違反した場合の措置)

第15条 乙が本協定に違反した場合は、甲は必要に応じて要支援者名簿の提供を停止できるものとする。

(要支援者名簿の返還)

第16条 乙は、甲から要支援者名簿の返還を求められたとき又は乙が支援活動を行わなくなったときは、直ちに要支援者名簿を甲に返還しなければならない。第8条第4項により、甲の事前の承諾を得て、要支援者名簿を複写し又は複製した場合も同様とする。

(有効期間及び更新)

第 17 条 この協定の有効期間は、本協定締結日から令和 年 月 日までとする。

2 前項の規定に関わらず、本協定の有効期間が満了する日の 30 日前までに、甲乙のいずれかからの申出がない場合は、本協定は有効期間が満了する日の翌日から 1 年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第 18 条 本協定書に定めのない事項及び本協定に関する疑義が生じた場合は、甲及び乙協議のうえ別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書を 2 通作成し、甲、乙双方署名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 泉佐野市市場東 1 丁目 1 番 1 号
泉佐野市
代表者 泉佐野市長 千代松 大耕

乙 住所
団体名
代表者

別表例（第2条関係）

区分	項目
平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 平常時における声かけを行う（要支援者との顔合わせ、災害時要援護者宅の訪問、状況把握など）。 2 防災訓練への参加への働きかけを行う（防災訓練を実施に際して要支援者への安否確認や避難誘導等を行う）。 3 災害に関する情報の提供を行う。 4 要支援者の個別計画を策定する。※。
災害時	<ol style="list-style-type: none"> 1 要支援者に災害情報を伝達する。 2 要支援者の安否確認と必要な支援をする。 3 要支援者の避難誘導を行う。 4 安否確認により要支援者の救出・救護が必要と判断した場合は、行政機関や近隣住民等に援助を求める。 5 避難生活の支援を行う。

※ 個別計画を策定するにあたっては、以下の事項も定めるように努める。

- ・ 要支援者の事前の備え
- ・ 避難所への避難経路
- ・ 避難所の運営における配慮
- ・ 共同住宅、自宅及び近隣における一時避難その他避難所以外での避難